

平成24年度における A G M リスク管理地域設定条件の 確立に向けた調査の結果について

I 調査の経緯

平成24年4月に公表した「平成24年度における A G M リスク管理地域設定条件の確立に向けた調査の実施について」により、全国の港湾管理者に調査実施の希望を募ったところ、横浜市港湾局より調査実施の希望があり、横浜港において本調査を実施した。

II 調査の概要

1. 調査実施港（1港）

横浜港

2. 調査期間

平成24年6月～10月

3. 調査の実施体制

横浜市港湾局が調査及び防除を実施し、農林水産省植物防疫所は横浜市港湾局へ技術的な助言を行った。

4. 調査地域の設定

北米向け航路岸壁区域がある埠頭を管理地域Ⅰとして設定した。また、管理地域Ⅰの基部及び先端から半径2km以内の周辺区域を管理地域Ⅱとして設定した。

5. A G M 発生監視調査

(1) フェロモントラップ調査（管理地域Ⅱ）

管理地域Ⅱ内に16ha当たり1個（400m間隔）の割合でフェロモントラップを設置し、1～2週間間隔で計8回、誘殺された A G M 雄成虫数を調査した。

(2) 船舶調査（管理地域Ⅰ）

管理地域Ⅰにおいて A G M 飛翔期間中に寄港した船舶について入港時と出港時に A G M 卵塊等の有無を調査した。

(3) 卵塊調査（管理地域Ⅱ内の緑地で実施）

管理地域Ⅱ内の緑地（32ha）において、100m四方のグリッド別に、外灯の支柱、樹木の幹、建造物の壁面等を対象として巡回調査により卵塊付着の有無を調査した。A G M 発生期間終了後の10月に1回実施した。

6. A G M 個体群を抑圧するための防除措置

管理地域Ⅰ及びⅡにおいて、A G M 個体群抑圧に効果がある以下の防除措置の中から、適宜選択して実施した。

(1) 卵塊除去、(2) 殺虫剤散布、(3) 幼虫・蛹の捕殺、(4) 立木・雑草の剪定・除去、(5) 低誘引照明灯（ナトリウムランプ等）の使用（設置及び通常の照明灯からの変更）

Ⅲ 調査結果

1. A G M 発生監視調査

(1) フェロモントラップ調査

平成24年6月14日～8月29日までの期間に誘殺されたA G M 雄成虫は合計25頭、1トラップ当たり平均0.61頭であった。

(2) 船舶検査

調査期間に入港した北米航路船舶8隻を調査した結果、A G M 卵塊の付着等は確認されなかった。

(3) 卵塊調査

緑地32haから発見された卵塊は5個、卵塊密度は0.16個/haであった。

2. 防除措置の実施状況

調査期間中の平成24年6月～10月に剪定・除草、平成24年7月に薬剤散布を実施。なお、管理地域において調査期間外の平成24年3月～5月に剪定・除草を実施。また、埠頭内の照明のほとんどに低誘引照明灯が使用されている。

Ⅳ 考察

管理地域Ⅰでの船舶検査の結果、船舶へのA G M 卵塊の付着等が確認されなかった要因は、管理地域ⅡのA G M 個体群の発生密度が低水準であるためと考えられる。